

様式第5号(第15条関係)

審議会会議録

審議会等の名称	令和7年度第1回地球温暖化対策実行計画推進審議会
開催日時	令和7年8月6日（水曜日） 午後1時30分から午後3時35分まで
開催場所	瑞穂市役所 第2庁舎 2階 大会議室
議題	(1) 地球温暖化及び計画策定の背景について (2) 瑞穂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について (3) 地球温暖化についてのアンケートの概要について 地球温暖化についてのアンケートの調査について 住民 地球温暖化についてのアンケートの調査について 事業者 (4) 今後のスケジュールについて
出席委員 欠席委員	出席委員 10名 児玉和子委員、林鉄雄委員、河野秀明委員、浅野竜也委員 大野正博委員、青木佳史委員、坪井久宣委員、牛垣誠委員 廣瀬真人委員、野村泰文委員（順不同） 欠席委員 5名 中村一秀委員、矢崎斉委員、水口翔太委員、山本康義委員、西脇壮洛委員（順不同）
公開・非公開の区分 （非公開理由）	公 開 ・ 非 公 開
傍聴人数	0人
審議の概要	市長あいさつ 委嘱状交付 委員の自己紹介

会長及び副会長の選出

委員の提案により、事務局案が承認され、会長に大野正博委員、副会長に青木佳史委員が選任された。

【事務局】

本日の会議は、委員総数 15 名に対し過半数を超える 10 名の出席があるため、瑞穂市附属機関設置条例第 8 条の規定に基づき、本会議は成立している。

本会議について、瑞穂市審議会設置、運営等に関する要綱第 11 条の規定により原則公開すること、また、同要綱第 12 条の規定より傍聴を認めることを各委員に確認し決定した。

【事務局】

資料 1 「瑞穂市地球温暖化及び計画策定の背景について」の説明を行った。

【会長】

説明について、各委員に対し意見を求めた。

意見なし

【事務局】

資料 2 「瑞穂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について」の説明を行った。

【会長】

説明について、各委員に対し意見を求めた。

【F 委員】

資料 2 の P. 8 に掲載されている降水量推移予測グラフにおいて、RCP 2.6 の線が 2041 年度から 2070 年度頃にかけて変化率が減少しているのは、どのような理由によるものか。

【事務局】

当該データは国の APLAT から引用したものであるため、現象の理由を詳細に説明するのは困難である。ただし、大きなスパンで見た場合の推移予測として示されているものである。

【F 委員】

他のグラフでは降水量が増加しているものを提示しているため、このグラフを併せて示すことで見る人に誤解を与えるおそれがある。特に大きな理由がないのであれば、提示しない方がよいのではないか。

【事務局】

他のグラフも合わせて、データに関する誤解が生じないように、差し替えを検討する。

【F 委員】

資料 2 の P. 13 に記載されているバイオマス発電の割合が多い理由は何か。

【事務局】

株式会社岐阜バイオマスパワー様の発電量が多いためである。本グラフは、FIT・FIP 制度に登録されている発電量を集計したものである。

【F 委員】

バイオマス発電所を設置した理由は何か。

【L 委員】

発電所の条件としては、多量の水を使用するために地下水を確保できる場所であること、また送電用の鉄塔が近くにあることが重要な高項目である。このような条件に照らし、現在の発電所の設置場所が該当した。

【F 委員】

瑞穂市としては、今後もバイオマス発電を推進していく予定であるのか。

【事務局】

災害時には株式会社岐阜バイオマス様も電力を利用できるよう、同社に対して協力を依頼している。

【F 委員】

木質バイオマスの課題として、原料となる木質チップの価格高騰が指摘されている。安定的な原料調達や採算面での厳しさが想定されるが、その点についてどのように考えているのか。

【L 委員】

近郊に岐阜バイオマスパワー株式会社と同規模のバイオマス発電所が建設され、県内の木材の取り合いの状況にある。発電所のランニングコストの約 8 割が燃料費であるため、価格高騰や木材不足は極めて厳しい課題となっている。

市とは包括連携協定を締結し、災害時の対応や発電所の安定運転について協議を行っている。

また、株式会社岐阜バイオマスパワーの 1 号機は 2034 年度に FIT 制度が終了するため、燃料費の削減が大きな課題となっている。このため、原材料の木質チップに代えて未利用資源を活用できないか、市とともに模索している。

【F 委員】

バイオマス発電だけで、現状の再生可能エネルギー発電割合を維持できるかどうかは不透明であると感じる。ただし、瑞穂市にはバイオマス発電所が存在するため、その継続については検討をしていかなければならない。

また、電力の需要と供給のバランスを調整するために、今後バイオマス発電をどのように活用していくかを考える必要があると考える。さらにバイオマス発電が瑞穂市にとってどの程度の CO₂ 削減効果をもたらしているのか、精査することが重要である。

【G 委員】

資料 2 の P. 13 に掲載されている再生可能エネルギー導入設備容量の推移グラフの凡例について確認したい、緑色の部分はバイオマス発電よりも発電量が少ないのか。

【事務局】

発電効率の違いによって、太陽光発電の発電量はバイオマス発電に比べて少なくなる。

【G 委員】

資料 2 の P. 13 について、太陽光発電の発電量はバイオマス発電よりも発電量が少ないのか。

【事務局】

発電効率の違いによって、太陽光発電の発電量はバイオマス発電に比べて少なくなる。

【G 委員】

資料 2 の P. 1 7 に記載されている計画の構想案について、第 2 章「計画の位置づけ」の前に、この計画を策定する目的や趣旨を加えていただきたい。

【I 委員】

地中熱の利用方法は、技術的に確立されているのか。

【事務局】

地中熱は地中の一定の温度を活用し、空調として利用することができる。規模の大きい自治体では、体育館などの大型公共施設に導入した事例がある。熱移動のための電力は必要となるが、一般的な空調と比較して消費をおおむね 4 割程度に抑えることができる。ただし、導入費用が高額であるため、大規模な施設でなければコストパフォーマンスが低くなる。

【C 委員】

穂積中学校で導入したものの、あまり効果が得られていないように感じる。

【F 委員】

資料 2 の P. 1 5 左図については、太陽熱と地中熱の用途が空調と給湯に限られる旨のコメントを加える必要がある。

また、地中熱については、R E P O S の算出方法を見る限り、現実的ではない前提に基づいて算出されていると考えられる。このような算出結果をそのままポテンシャルとして計上してよいのか疑問である。

【事務局】

区域施策編の策定にあたっては、環境省のマニュアルに則り R E P O S のデータを使用している。ただし、地中熱の導入ポテンシャルについては、どの自治体においても多めに算出されている印象を受ける。今後、この点についてはぜひご相談させていただきたい。

【F 委員】

R E P O S は、再生可能エネルギーの種別ごとに場所による相対的なポテンシャル比較には活用できるが、発電量のポテンシャルを把握する際には、その算定前提条件を十分に確認しなければならない。そうでなければ、誤った認識のもとで議論が進む可能性がある。地中熱利用自体は注目されている技術では

あるものの、誤解を与えるおそれのあるグラフについては再検討が必要であると考え。

また、資料２のP.15に掲載されている『区域内のエネルギー消費量に対する再エネ導入ポテンシャル（電気）』のグラフについては、太陽光の出力が日や時間によって変動することから、単純にポテンシャルを示すだけでは現実的に不足が生じる可能性がある。

【会長】

事務局で協議のうえ、誤解を生じさせない資料作成に取り組むようお願いする。

【事務局】

資料３、３－１、３－２「地球温暖化についてのアンケートの概要、調査について」住民・事業者」についての説明を行った。

８月から１０月をめどにアンケートを実施する予定である。その結果を基に、瑞穂市の温室効果ガス排出量を積み上げ方式で算定する。温室効果ガスの排出量については、国が公表している自治体排出量カルテでも確認できるが、同カルテは県の排出量を案分したものである。そのため、より実態に即した排出量算定や将来推計を行うために、アンケートの活用を図る。

【会長】

説明について、各委員に対し意見を求めた。

【Ｄ委員】

住民向けアンケートについて、電気使用量を把握するためには何を見ればよいのかなど、補足的な説明を加えていただきたい。

【事務局】

検針票のイメージ画像を挿入するなど、住民の皆様にとって分かりやすいよう追記を行う。

【Ｇ委員】

住民向けアンケートは、個人を対象とするものか、あるいは家庭を対象とするものか。世帯人数によって電気使用量などは変動すると考えられるが、その場合の集計や整理はどのように

行うのか。

【事務局】

アンケートは家庭を対象とすることを想定している。質問 1 において世帯人数を確認することで、クロス集計により世帯人数別の集計・整理も可能となる。

【G 委員】

現行の質問項目では世帯人数が把握できないため、正確に人数を確認できるようにした方がよい。今後、継続的に調査を行うことを見据え、調査方法について検討していただきたい。

【K 委員】

事業者用アンケートの質問 1 にある製造品出荷額については、どのような意図で設けられているのか。製造業以外の事業者は、どのように回答すればよいのか。

【事務局】

環境省のマニュアルに基づき、温室効果ガス排出量の算定は、製造業の場合は製造品出荷額から、製造業以外の場合は従業員数から行うこととされている。そのため、この質問項目を設けている。

【D 委員】

「製造業の方だけお答えください」などの注記を付すことで、より分かりやすい案内になるのではないかと。

【事務局】

ウェブアンケートでは、質問 1 で製造業を選択した方にのみ、製造品出荷額に関する質問が表示される仕様となっている。

【会長】

アンケートは住民の皆様が目にするものであるため、分かりやすい案内を付していただきたい。

【事務局】

資料 4 「今後のスケジュールについて」の説明を行った。

【会長】

説明について、各委員に対し意見を求めた。

	【会長】 第2回審議会は10月17日（金）に実施する。開始時間については追って連絡する。 【事務局】 パブリックコメントの実施後に、追加で1回審議会を開催したい。これにより、審議会は計4回の開催予定となるので、ご了承ください。 【会長】 本審議会の議題について、改めてお気づきの点があれば、事務局までご意見をお寄せいただきたい。 閉会
事務局 （担当課）	瑞穂市 環境経済部 環境課 TEL 058-327-4127 FAX 058-327-2112 e-mail kankyou@city.mizuho.lg.jp